

## 桶川市立小・中学校学校関係者評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第67条及び桶川市立小・中学校管理規則（昭和32年桶川市教育委員会規則第16号）第34条の2の規定による評価（以下「学校関係者評価」という。）を実施するため、桶川市立小・中学校に学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、学校が実施する自己評価の客観性及び透明性を高め、学校と保護者及び地域住民等が学校運営の現状と課題について共通理解をもち、協力することにより、教育活動その他学校運営の改善に資することを目的として学校関係者評価を実施する。

### (業務)

第3条 委員会は、適正な学校関係者評価を実施するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 校長から、学校教育目標、学校経営方針、具体的目標、自己評価、学校関係者評価実施計画等について説明を受ける。
- (2) 学校行事等への参加、学校だより、ホームページ、児童生徒との懇談等により学校関係者評価に必要な情報・資料の収集を行う。
- (3) 学校が実施した自己評価の結果について、建設的に評価を行い、学校運営状況の改善に向けて意見を述べる。
- (4) 評価結果を学校関係者評価としてまとめ、当該校へ報告する。

### (構成・委嘱)

第4条 委員会の委員は、当該学校の保護者、学校評議員、地域住民、接続する学校の教職員、その他の学校関係者などから校長が推薦し、桶川市教育委員会が委嘱する。

2 委員の数は、8名以内とする。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱をした日の属する年度の年度末までとし、再任を妨げない。ただし、任期の途中での辞職等により、新たに委員を委嘱する場合の任期は、前任者の残任期間とする。

2 校長の申し出により、教育長が特別の事情があると認めた場合には、任期満了前に委員の委嘱を解くことができる。

### (委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

(守秘義務)

第8条 委員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、各学校において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。